

教育職員の免許状に関する規則及び教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

新潟県教育委員会規則第2号

教育職員の免許状に関する規則及び教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第1条 教育職員の免許状に関する規則(平成元年新潟県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下この条において「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(普通免許状の授与等の申請) 第3条 免許法第5条第1項及び第2項並びに免許法附則第8項及び12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない。(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。) (1)～(4) (略) (5) <u>戸籍抄本</u> (本籍地の市(区)町村長の発行するものに限る。以下同じ。) (6) (略) 2～7 (略) 8 免許法第16条の2第1項及び第2項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>戸籍抄本</u> (5) (略) 9 平成12年改正法附則第2項又は第3項の規定による情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>戸籍抄本</u> (普通免許状の検定授与の申請) 第4条 免許法第5条第1項、第17条、第18条、同	(普通免許状の授与等の申請) 第3条 免許法第5条第1項及び第2項並びに免許法附則第8項及び12項の規定による普通免許状の授与を受けようとする者又は同法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者については、誓約書の提出を要しない。(第4条、第6条及び第7条の場合においても同様とする。) (1)～(4) (略) (5) <u>身分証明書</u> (本籍地の市(区)町村長の発行するものに限る。以下同じ。) (6) (略) 2～7 (略) 8 免許法第16条の2第1項及び第2項、第16条の3、第16条の4並びに第17条の規定による教員資格認定試験合格した者で、普通免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) <u>身分証明書</u> (5) (略) 9 平成12年改正法附則第2項又は第3項の規定による情報又は福祉の教科についての高等学校教諭の1種免許状の授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。 (1)～(4) (略) (5) <u>身分証明書</u> (普通免許状の検定授与の申請) 第4条 免許法第5条第1項、第17条、第18条、同

法附則第5項、第9項、第17項、第18項及び施行法第2条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者(検定に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあつては第7号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあつては第4号、免許法第6条第3項別表第4の適用を受ける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

(1)～(8) (略)

(9) 戸籍抄本

(10) (略)

2 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 戸籍抄本

(9)・(10) (略)

2 (略)

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の申請)

第7条 旧令による教員免許状を有する者で、施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類は旧令により教員免許状の種類に相当する免許状の種類^の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 戸籍抄本

(5)・(6) (略)

別記

第3号様式 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

誓約書

(略)

1 禁錮以上の刑に処せられた者

法附則第5項、第9項、第18項、第19項及び施行法第2条の規定による普通免許状の検定授与を受けようとする者又は免許法第5条の2第3項の規定による免許状の新教育領域の追加の定めを受けようとする者(検定に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、現に新潟県において教員として勤務する者にあつては第7号、昭和63年改正法附則第10項の適用を受ける者にあつては第4号、免許法第6条第3項別表第4の適用を受ける者にあつては第6号の書類は提出を要しない。

(1)～(8) (略)

(9) 身分証明書

(10) (略)

2 (略)

(特別免許状の検定授与の申請)

第5条 免許法第5条第3項の規定による特別免許状の検定授与を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 身分証明書

(9)・(10) (略)

2 (略)

(旧令による教員免許状所有者に係る免許状交付の申請)

第7条 旧令による教員免許状を有する者で、施行法第1条第3項の規定により免許状の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を県教育委員会に提出しなければならない。ただし、第6号に掲げる書類は旧令により教員免許状の種類に相当する免許状の種類^の認定の困難な場合に限り提出するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 身分証明書

(5)・(6) (略)

2 旧令による教員免許状に記載された氏名又は本籍地に変更がある場合は、前項各号に掲げる書類のほか、戸籍抄本を添えなければならない。

別記

第3号様式 (第3条、第4条、第5条、第6条、第7条関係)

誓約書

(略)

1 成年被後見人又は被保佐人

2 禁錮以上の刑に処せられた者

<p><u>2</u> 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p><u>3</u> 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p><u>4</u> 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>	<p><u>3</u> 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p><u>4</u> 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p><u>5</u> 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p>
--	--

(教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則(平成26年新潟県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>1 この規則は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第1条本文に定める施行期日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中教育職員の免許状に関する規則第3条、第4条第1項第9号、第5条第1項第8号、第7条及び別記第3号様式の規定は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づいて提出された書類は、この規則に基づいて提出された書類とみなす。